

令和7年度岐阜県農薬管理指導士養成研修実施要領

1 目的

農薬取扱業者の能力向上と農薬の安全使用を推進するため、農薬販売業者、農薬による防除を専門とする防除業者、ゴルフ場農薬使用管理責任者及びゴルフ場農薬使用者並びに農薬の適正使用に関して指導又は助言を行おうとする者（農薬適正使用指導者）等に対して、農薬に関する専門的な研修と試験を実施し、その合格者を岐阜県農薬管理指導士として認定する。

2 日時・場所

開催日	開催時間	開催場所
令和7年10月7日（火） 令和7年10月8日（水）	10:00～16:30 10:00～16:00	岐阜県庁 3F 301・302会議室 所在地：岐阜市藪田南 2-1-1 電話番号：058-272-1111

注意事項：10月7日及び8日両日の受講が必要です。

両日とも午前9時30分から受付を開始します。

10月8日（水）に**認定試験を実施**します。

3 受講資格

次のいずれかに該当する者とします。

- （1）満20歳以上の農薬販売業者またはその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上であって、勤務する場所の所在地が岐阜県内にある者
- （2）満20歳以上の防除業者またはその従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上であって、勤務する場所の所在地が岐阜県内にある者
- （3）満20歳以上のゴルフ場農薬使用管理責任者またはゴルフ場農薬使用者で、現に農薬の使用に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上であって、勤務する場所の所在地が岐阜県内にある者
- （4）満20歳以上で次の何れかに該当する者であって、岐阜県内に在住または勤務する者※
 - ① 実務経験が概ね2年以上である農業者であって、地域の農薬適正使用に関して指導又は助言を行おうとする者
 - ② 地域の農薬適正使用に関して指導又は助言を行おうとする団体の構成員、従事者

※ 農産物の生産部会や研究会、出荷組合、直売所などで中心的な役割をしている農業者の方、農業協同組合の営農指導担当者、農業共済組合職員の方など、地域の農薬の適正使用について指導又は助言をしようとする方

- （5）知事が特に必要と認めた農薬使用者

4 研修の申込み方法

申請書と履歴書に所定の事項を記入し、病虫害防除所本所または同飛驒支所へ提出してください。

必要書類は、次の URL からダウンロードできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/11423/nouyaku.html>

(岐阜県庁 HP→産業・農林水産・観光→農業→環境保全型農業→技術情報→農薬に関すること→農薬管理指導士の認定について)

①提出書類

- ・受講申請書
- ・履歴書

※受講資格に実務経験が必要な方は、実務経験が 2 年以上あることがわかるように記載してください。

※出願前 3 か月以内に正面から撮影した上半身、脱帽、無背景で裏面に氏名及び生年月日を記載した縦 4cm×横 3cm の写真を貼付してください。

②申請書提出先

次のいずれかに、郵送で提出してください。

○病虫害防除所 本所（所管：飛驒支所所管以外の地域）

〒501-1152 岐阜市又丸 729-1 農業技術センター内

電話：058-239-3161（直通）

○病虫害防除所 飛驒支所（所管：高山市、飛驒市、下呂市、大野郡）

〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛驒総合庁舎内

電話：0577-33-1111（代表）

③申し込みの締切日

申込みの締切日

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）

※当日の消印有効

5 受講票の交付

本申込をされた方には、令和 7 年 10 月 1 日（水）までに岐阜県農政部農産園芸課ぎふ清流 GAP 推進係（以下、「農産園芸課」という。）から直接受講票を郵送します。期日を過ぎても届かない場合は、岐阜県庁農産園芸課までお問い合わせください。

なお、自然災害等の発生により、研修会を変更もしくは中止することがありますのでご了承ください。その場合は、県 HP でお知らせしますので、受講前に必ずご確認ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/11423/nouyaku.html>

(岐阜県庁 HP→産業・農林水産・観光→農業→環境保全型農業→技術情報→農薬に関すること→農薬管理指導士の認定について)

6 研修内容

別紙のとおり

7 認定条件及び認定結果の通知

全科目の研修を受講し、かつ研修2日目に実施する認定試験の得点が 24 点以上(40 点満点) であった者を農薬管理指導士として認定します。

受講者全員に合否通知をお送りします（合格した方には、認定証を併せてお送りします）。

8 その他

- (1) 研修のテキストは、「農薬概説（2025）」（一般社団法人日本植物防疫協会発行）を使用しますので、あらかじめ下記方法により各自で購入し、当日ご持参ください。

農薬概説（2025）定価：2,750円（消費税込）の購入方法

発行元の「一般社団法人日本植物防疫協会」のオンラインストア
(<https://jppaonlinestore.raku-uru.jp/>) でご購入いただけます。

※研修会の当日、テキストの販売や貸与は行いません。

- (2) 昼食は各自でご用意ください。
- (3) 3 の受講資格が有り、防除指導員または農薬安全コンサルタントの資格をお持ちの方は、別途実施する研修を受講のうえ農薬管理指導士として認定しますので、今回の養成研修を受講する必要はありません。
- (4) 会場の外来者用駐車場が少ないので、公共交通機関でお越しください。
- (5) 過去の試験問題をホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/11423/nouyaku.html>
(岐阜県庁 HP→産業・農林水産・観光→農業→環境保全型農業→技術情報→農薬に関すること→農薬管理指導士の認定について)
- (6) この研修について不明な点がある場合は、岐阜県農産園芸課 ぎふ清流 GAP 推進係（電話 058-272-1111（代表）内線 4113）までお問い合わせください。
対応時間：開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

農薬管理指導士養成研修の内容

科 目	時間数	研 修 内 容	備 考
○植物防疫一般・最近の 動向・農薬管理指導士 の任務	1.0	○植物防疫行政、農薬行政に関する一般的な理解、最近の動向 ○農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等についての理解	
○農薬一般 農薬の安全性評価及び 各種基準の設定	1.0	○農薬の種類、特性、農薬の農業生産に果たす役割分担についての理解 ○農薬の安全性評価の方法に関する知識の理解 ○農薬の残留基準設定の趣旨及び設定方法に関する知識の理解 ○農薬の安全使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する知識の理解	
○関係法令 (農薬取締法) (毒物・劇物取締法) (食品衛生法)	3.0 (1.5) (0.75) (0.75)	○農薬取締法に基づき、農薬販売業者、防除業者が遵守すべき事項、農薬安全確保に関する事項等の理解 ○毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理に関して遵守すべき事項の理解、農薬の危害防止（誤飲等事例） ○食品衛生法に基づき、食品等の規格及び基準、残留農薬に関する事項等の理解	
○病虫害・雑草防除 (病害防除) (害虫防除) (雑草防除)	3.0 (1.0) (1.0) (1.0)	○農作物等を害する病虫害、雑草の種類及び防除方法並びに植物生長調整剤の使用 方法等に関する基礎的な知識の理解	

○農薬の安全使用、危害防止対策	1.0	○住宅地等における農薬使用について ○散布作業者に対する安全性の確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する知識の理解 ○農作物に対する安全性の確保（農薬の安全使用基準の遵守等）に関する知識の理解 ○環境に対する安全性確保に関する知識の理解 ○農薬の保管管理に関する知識の理解 ○農薬散布保護装置（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識の理解	
-----------------	-----	--	--

※研修の最後に農薬管理指導士認定試験（1時間）があります。